

公認セカンド制度に関する規程

公益社団法人日本ボクシング連盟

1 はじめに

公益社団法人日本ボクシング連盟（以下日連という。）主催の競技大会、又は各ブロック・都道府県主催の競技大会における「セカンド」に関する事柄について本規程に定める。

本規程は、指導者の知識及び資質向上を目的とするものであり、日連がセカンド資格講習及び試験を実施し、セカンド資格を認定する。

2 資格等級と資格取得要件（〔別表1〕参照）

- (1) 各資格の等級と資格要件は次のとおりとする。資格の取得にあたっては、どの等級においても必ず都道府県連盟の推薦を必要とする。
- (2) 都道府県連盟はセカンド資格の取得希望者を推薦するかどうかの判断にあたって、公益社団法人日本ボクシング連盟の「アマチュアボクシングにおける指導者の遵守事項（スポーツ科学委員会）」および「セカンド心得（審判部）」の理解度を考慮するものとする。

C級

- (1) 満16歳以上で、最低6ヶ月以上の実戦競技の選手経験を有する日連登録者。
- (2) 満16歳以上で、最低1年以上のコーチやマネージャー経験を有する日連登録者。
- (3) 満16歳以上で、マスボクシング選手登録をしてから1年以上の選手経験を有する日連登録者。
- (4) 資格取得後1年以上経過しなければ、上位資格の取得はできない。
- (5) 都道府県大会、招待競技会のチーフセカンドを務めることができる。

B級

- (1) 満17歳以上で、C級認定後、1年以上の指導実績もしくは競技会のセカンド実績を有する日連登録者。ただし、マスボクシング選手登録のみの者は除く。
- (2) 資格取得後1年以上経過しなければ、上位資格の取得はできない。
- (3) 都道府県大会、ブロック大会のチーフセカンドを務めることができる。

A級

- (1) 満18歳以上で、B級認定後、1年以上の指導実績もしくは競技会のセカンド実績を有する日連登録者。ただし、マスボクシング選手登録のみの者は除く。
- (2) 都道府県大会、ブロック大会、全国大会のチーフセカンドを務めることができる。
- (3) また、日本代表コーチ及びWB（ワールドボクシング）コーチ受験資格を有する。

[別表 1]

	国際大会	全国大会		ブロック大会		都道府県大会	
	帯同コーチ及びWB コーチ受験資格者	チーフ	サブ	チーフ	サブ	チーフ	サブ
A級（18歳以上）	○	○		○		○	
B級（17歳以上）	×	×	○	○		○	
C級（16歳以上）	×	×	○	×	○	○	

注1：すべての競技会においてセカンドを行う者は、当該年度日連登録者でなければならない。
 なお、C級以外はマスボクシング選手登録のみの者は不可とする。

[セカンド資格の特例]

次の資格を新たに認定された日連登録役員は、申請書を提出しA級セカンドとして認定する。認定料は徴収しない。

- (1) A級公認審判員
- (2) 日本スポーツ協会公認コーチ（コーチ3）資格取得者
 ※国民スポーツ大会監督は、日本スポーツ協会（JSP0）のコーチ3の資格を取得した者でなければならない。

3 セカンドの構成について

- (1) セカンド資格を有する者（A級・B級・C級）
 すべての競技会において、選手は[別表1]のとおり各競技会に応じたセカンド資格を有するチーフセカンドがいなければ出場することができない。ただし、マスボクシングの競技会における「セカンド」については、公認セカンド資格（A級、B級、C級）のいずれかを有する者で、大会実施要項に基づきセカンドを行うことができる。
- (2) セカンドは、競技の際に上着の左胸に日連のセカンドワッペンを必ず身に着けなければならない。
- (3) アシスタントセカンド
 - ①上記（1）に加えて、小学5年生以上の日連登録者（役員、選手、マスボクシング選手）はアシスタントセカンドとして、セカンドの補助（椅子の出し入れ・うがい補助・マウスピースの洗浄等）をセカンドエリア内にて行うことができる。ただし、いかなる場合もリング上に立ち入ることは出来ない。
 - ②なお、アシスタントセカンドについては出場選手も行うことができる。

4 公認セカンド制度の講習会及び試験について

C級

- (1) C級は各都道府県連盟が必要に応じて適宜実施する。
 ※事前に、日連に対して実施要項と受講者名簿を送付し承諾を受ける。
- (2) 各都道府県連盟が講習会（e-ラーニングによる受講、過去1年以内に実施されたセカンド講習会の録画による受講も可。）を開催し、セカンドに必要な役割等を講習する。
- (3) 受講者は誓約書（署名捺印が必要）を提出し、日連が資格認定する。

B級

- (1) B級は各ブロック連盟が必要に応じて適宜実施する。
 ※事前に、日連に対して実施要項と受講者名簿を送付し承諾を受ける。
- (2) 各ブロック連盟が講習会（e-ラーニングによる受講、過去1年以内に実施されたセカンド講習会の録画による受講も可。）を開催し、セカンドに必要な役割等を講習する。講習後に試

験を行い査定する。

(3) 受講者は誓約書（署名捺印が必要）を提出し、日連が資格認定する。

A級

(1) 日連が必要に応じて適宜、全国大会レベル若しくはオンラインにて実施する。日連強化・医事の各委員及び審判部の部員が講習及び試験を行い査定し、日連が資格認定する。

5 講習会内容・試験について

(1) 医事委員会

選手の健康、安全配慮、減量、ドーピング検査、競技中の傷・腫れ・止血の手当て等について。

(2) 強化委員会

選手のカテゴリーに応じた日常練習での正しいトレーニング方法やメンタル、スキル、パワーの向上を目指すトレーニング方法と正しいセカンドの任務等について。

(3) 審判部

競技規則、選手の健康管理、安全管理について。

6 セカンド資格の有効期間について

セカンド資格は日連会員または選手登録（C級以外は、マスボクシング選手登録のみの者は除く）を継続する期間においてのみ有効となる。

7 受験申請書（別紙）

受験（定期講習）希望者は、所定の様式に従って申請書を提出しなければならない。

8 認定について

C級の認定日は講習会受講日とし、B級、A級の認定日は合格通知日とする。

特別な理由がなく、3ヶ月以内に認定料を一括して納入しない場合、セカンド資格の認定は失効する。

(1) 受講・受験料（定期講習）・・・5,000円/人（開催要請連盟の収入）

(2) 査定料（講習会毎に日連に納入）・・・5,000円/回（開催要請連盟が振込）

(3) 認定料 C級 3,000円 B級 5,000円 A級 10,000円

	受講・受験料	認定料
A級	5,000円	10,000円
B級	5,000円	5,000円
C級	3,000円	3,000円
	ワッペン3,000円	手帳2,000円

9 任務の兼任の禁止について

大会本部役員、NTO、大会審判員、出場選手は原則として当該大会のセカンドを行うことはできない。ただし、大会会長等が諸事情を勘案し許可した場合はその限りではない。

10 インテグリティ研修

競技会において行うインテグリティ研修は、全国大会若しくはブロック大会で開催する研修を最

低1年に1回受講すること。受講の際には、セカンド手帳を提出し、実績の証明を受けるものとする。

11 セカンドの参加届出

全ての大会において、チーフセカンド、サブセカンドを務めるものは、大会責任者に対して事前にセカンド届を提出しなければならない。

12 本規程の改廃

本規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

- 1 この規程は2016年2月14日から施行する。
- 2 この規程は2019年5月19日から改定施行する。
- 3 この規程は2019年6月1日から改定施行する。
- 4 この規程は2020年3月1日から改定施行する。
- 5 この規程は2022年6月5日から改定施行する。
- 6 この規程は2023年2月23日から改定施行する。
- 7 この規程は2025年4月1日から改定施行する。